

平成28年白老町議会定例会9月会議会議録（第5号）

平成28年9月16日（金曜日）

開 議 午前10時15分

散 会 午前11時08分

○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 4号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 議案第 5号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について
- 第 6 報告第 9号 教育行政事業執行状況報告書（平成27年度対象）の提出について
- 第 7 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
 - 認定第 1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 - （1）平成27年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - （2）平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （3）平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - （4）平成27年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - （5）平成27年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算
 - （6）平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - （7）平成27年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算
 - （8）平成27年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （9）平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
 - （10）平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第 2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について
 - 認定第 3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
 - 報告第 3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
 - 報告第 4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
 - 報告第 5号 平成27年度白老町立国民健康保険健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 第 8 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第 9 意見書案第 7号 沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

- 第10 意見書案第 8号 公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を求める意見書(案)
- 第11 意見書案第 9号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書(案)
- 第12 意見書案第10号 無年金者対策の推進を求める意見書(案)
- 第13 意見書案第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)
- 第14 常任委員会所管事務調査の報告について
(広報広聴常任委員会)
- 第15 諸般の報告
(次期所管事務調査の報告、所管事務調査の延期の報告、要望書等の配付)
- 第16 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 4号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 5号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 9号 教育行政事業執行状況報告書(平成27年度対象)の提出について
特別委員会の審査結果報告について(決算審査特別委員会)
- 認定第 1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- (1) 平成27年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - (2) 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (3) 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - (4) 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - (5) 平成27年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算
 - (6) 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - (7) 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算
 - (8) 平成27年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (9) 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
 - (10) 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 報告第 3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 5号 平成27年度白老町立国民健康保険健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 承認第 1号 議員の派遣承認について

意見書案第 7号 沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

意見書案第 8号 公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を求める意見書（案）

意見書案第 9号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）

意見書案第10号 無年金者対策の推進を求める意見書（案）

意見書案第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

常任委員会所管事務調査の報告について

（広報広聴常任委員会）

○出席議員（14名）

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	岩城達己君
教育長	安藤尚志君
総務課長	岡村幸男君
財政課長	大黒克巳君
企画課長	高尾利弘君
地域振興課長	高橋裕明君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間力君

生活環境課長	山本康正君
町民課長	畑田正明君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	工藤智寿君
建設課長	竹田敏雄君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
消防長	中村諭君
病院事務長	野宮淳史君
監査委員	菅原道幸君
経済振興課港湾室長	赤城雅也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南光男君
主査	増田宏仁君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時15分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、9番、及川保議員、10番、本間広朗議員、11番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。
議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。
議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会9月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第4号及び議案第5号の人事に係る議案2件について、古俣副町長から説明を受け、いずれも本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。
委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。
-

◎議案第4号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 議長（山本浩平君） 日程第3、議案第4号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

- 副町長（古俣博之君） 本日配付いたしました議案第4号でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月16日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字萩野270番地17、氏名、玉井つや子、生年月日、昭和25年3月11日生まれ、66歳でございます。

議4-2をお開きください。履歴調書ですが、記載の学歴、職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴につきましては、平成25年10月から今回ご提案をしております白老町固定資産評価審査委員会委員となっておりまして、現在継続しております。

それでは、議4-3、議案説明でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員として、玉井つや子氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の定数は3名ございまして、そのうち1名がこのたび任期満了となるということでの今回の選任をお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第4号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第5号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第5号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 引き続きまして、本日配付の議案第5号でございます。白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月16日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字虎杖浜180番地6、氏名、吉良哲子、生年月日、昭和32年7月10日生まれ、59歳でございます。

議5-2をお開きください。履歴調書ですが、記載の学歴、職歴、また公職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、民間団体歴ですが、平成21年4月から白老町婦人団体連絡協議会会長、平成23年4月からは胆振管内婦人団体連絡協議会会長としてともに25年3月まで活動されております。また、25年5月から白老町環境町民会議会長としても現在も引き続き活動しておられます。

それでは、議5-4をお開きください。議案説明でございます。白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員として、吉良哲子氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

補足でございますけれども、本件につきましては現在教育委員でございます末永永恵教育委員が9月30日をもって任期満了ということになりますので、その後任といたしまして新たに選任をお願いするところでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第5号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第8号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第5、報告第8号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を、同条第3項の規定により監査委員会から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） なしと認めます。

報告第8号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第9号 教育行政事業執行状況報告書（平成27年度対象）の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第6、報告第9号 教育行政事業執行状況報告書（平成27年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員会教育長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第9号は、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（山本浩平君） 日程第7、認定第1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上6件を一括議題に供します。

本件については、9月9日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会小西秀延委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（小西秀延君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老議会委員会規則第21条の規定により報告します。

記、1、付託議案。

- (1)、認定第1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。
- (2)、認定第2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について。
- (3)、認定第3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。
- (4)、報告第3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。
- (5)、報告第4号 平成27年度白老町水道会計決算に関する附属書類の提出について。
- (6)、報告第5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の

提出について。

2、審査の経過。

平成28年9月6日再開の白老議会定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月13日、14日及び15日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

(1)、認定第1号 平成27年度白老町一般会計歳入歳出決算認定について。

- ①、平成27年度白老町一般会計歳入歳出決算。
- ②、平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ③、平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- ④、平成27年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑤、平成27年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算。
- ⑥、平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑦、平成27年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑧、平成27年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑨、平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑩、平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

いずれも、認定すべきものと決定。

(2)、認定第2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(3)、認定第3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(4)、報告第3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(5)、報告第4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定

(6)、報告第5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

○議長（山本浩平君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がされました。

この委員会報告につきまして何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけですが、この際お諮りいたします。既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに議案ごとの採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

認定第1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。

よって、認定第1号は賛成多数により委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

認定第3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第3号、報告第4号及び報告第5号について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号、報告第4号及び報告第5号は一括して委員長報告のとおり決定をいたしました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第8、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、「民族共生象徴空間」の周辺整備に係る要望活動等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎意見書案第7号 沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に
抗議するとともに日米地位協定の見直しを
求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第9、意見書案第7号 沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第7号。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに
日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

沖縄での元米兵による女性遺体遺棄事件で、国民、県民に大きな衝撃と不安を与え、深い悲しみと怒りの声が広がっており、米軍属による女性遺体遺棄事件に強く抗議するものです。

1995年の少女暴行事件により、米軍内の綱紀粛正の強化や再発防止に向けた対策が強く求められてきましたが、米軍属による犯罪や事件が続いています。

今回の遺体遺棄事件は犯人逮捕に至ったものの、関係する証拠等が明らかにされず、事件解明の障害になっていることが報道され、日米地位協定の改定を求める世論が高まっているのが現状です。

よって、女性遺体遺棄事件に抗議するとともに、国は、米軍属が起こす事件等においても対等に扱われるよう、米軍に対し日米地位協定の見直しを求めることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第7号 沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定

の見直しを求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第8号 公共輸送機関であるJ R北海道等に係る経営支援策を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第10、意見書案第8号 公共輸送機関であるJ R北海道等に係る経営支援策を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第8号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

公共輸送機関であるJ R北海道等に係る経営支援策を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

公共輸送機関であるJ R北海道等に係る経営支援策を求める意見書（案）

7月29日、J R北海道は「『持続可能な交通体系のあり方』について」との文書の中で、「自社で維持可能な路線」と「自社で維持できない路線」を秋までに公表することを明らかにし、同社単独での維持が困難な路線について、関係自治体と事業の抜本的見直しに向けた協議に入る方針を示した。

赤字路線を維持するために、駅の廃止、運賃値上げ、鉄道施設を自治体などが保有しJ Rが運行に専念する「上下分離方式」をあげ、バス転換の可能性についても述べている。

島田修社長は記者会見で、経営悪化の理由として人口減少による利用減や低金利に伴う経営安定化基金の運用益縮小などをあげているが、これまで十分な安全対策を行わずレールの検査データ改ざん、脱線事故を繰り返し、利用者の利便性と信頼を低下させてきたJ R北海道の責任は重大であることは言うまでもない。

もし、J R北海道が「赤字路線を廃止」した場合、道内の鉄道網は消えてなくなり、過疎化をさらに促進し、公共交通機関の役割を投げ捨てるだけでなく、北海道の街づくりと経済をも破壊するものとなる。

もともとJ R北海道とJ R四国、及びJ R貨物は、発足当初から経営が厳しく、国による経営安定化基金からの運用収益で、かろうじて経営を維持しているのが実情である。J R東日本・西日本・東海などは、人口密集地での利用者を確保し経営しているが、北海道などは交通格差があり、加えて北海道は積雪寒冷地で、鉄道施設の維持管理に膨大な費用を必要としている。

東日本大震災の教訓から、地域の鉄道網が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識されている。

よって、政府は、J R北海道などが公共輸送機関として役割を発揮できるように、地域交通や鉄道貨物の確保に向けた施策や、経営自立に向けた財政策を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 公共輸送機関であるJ R北海道等に係る経営支援策を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第9号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無 利子奨学金の拡充を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第11、意見書案第9号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第9号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の 拡充を求める意見書（案）

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となっており、利用者は2016年度大学生らの約4割にあたる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返

済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度をめぐりに給付型奨学金を創設すること。
2. 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者の直ちに解消すること。
3. 低所得世帯については、学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けられるようにすること。
4. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の無利子化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第10号 無年金者対策の推進を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第12、意見書案第10号 無年金者対策の推進を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第10号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

無年金者対策の推進を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

無年金者対策の推進を求める意見書（案）

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

2007年調査における、無年金見込者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割にあたる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組みことを強く求める。

記

1. 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
 2. 低年金者への福祉的な措置である「年金生活者支援給付金」等については、生活保護費の基準に準じた額を支給するよう、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第10号 無年金者対策の推進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。
議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第13、意見書案第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 意見書案第11号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。
2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありました。

この意見書案は、本町議会の議員会が加盟している北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会からの要請により、前例により議員会の正副会長名で提出されたものであります。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第14、委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、常任委員会、①、出前トーク、要請団体、町立病院を守る友の会。

（2）、小委員会、1つ、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究、1つ、議会懇談会について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりです。

7、調査報告、本委員会は、所管事務調査として町内活動団体との懇談、議会広報の編集・発行及び広報広聴の調査・研究等が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

（1）、常任委員会。

本委員会は、町立病院を守る友の会からの要請を受け、庁舎第2会議室において出前トークを実施した。

先般議会に提出された「白老町立国民健康保険病院改築基本構想」について、病床数の縮小・きたこぶしの廃止・診療科目の検討（リハビリ、人工透析）等への考え方を中心に懇談が進められた。

また、建築時期のおくれを心配する声や、年金暮らしの町民・通院手段を公共のバスにしか

頼ることのできない弱い立場にいる町民のことを考えた公共交通のあり方など、さまざまな観点から話し合うことができ、有意義な懇談となったものとする。

病院を一日も早く建設してほしいとの声は、参加した一人一人の一致した考えであろう。

今後、町にとって本当に必要な病院とは何なのか、財政健全化プランの見直し時にあわせ、本年秋ごろをめどに策定される「町立病院改築基本計画」の中で、安心して命を預けることのできる持続可能な病院のあり方が問われるものとする。

(2)、小委員会。

小委員会は、議会広報第156号の編集・発行、広報広聴の調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。

広報広聴の調査・研究では、8月23日に札幌で開催された議会広報研修会に参加し、「住民に読まれ」「議会活動が伝わる」、議会広報の基本と編集技術を学ぶことができた。

どんなに素晴らしい議事や議会活動もそれを住民が知らなければ、評価はなきに等しいと認識しなければならない。

議事や諸活動が住民に伝わり、「情報共有」されるまでが、議会の仕事だとするならば議会広報の役割は重要である。

「住民が読むもの」を念頭に（わかりやすく・読みやすく）、「伝える」広報から「伝わる」広報へ、①、読者の立場に立った編集、②、企画立案とページの流れ、③、各ページの見せ方（表紙・巻頭企画）、④、予算、決算、一般質問の編集、⑤、記事・見出し、レイアウト等々、工夫しなければならないことはたくさんあるが、議会関係者協力のもと、できることから前向きに取り組むことが大切である。

議会の諸活動が住民に伝わり、その内容が理解され批判や賛同の応答が共有される関係は、地方議会制度において欠かすことのできないものである。

「議会広報」編集の基本姿勢として、「住民が読むもの」を念頭に、一般住民との間にある「情報格差」を考慮した企画・編集と、議会の活動を身近に感じる読者本位の編集（正確で簡潔・わかりやすい記事・正しい表記）が大切であることはもとより、写真やイラスト、表組み・グラフなどを用いるなど、読者の視覚を引きつける広報編集の必要性を強く感じたところである。以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま広報広聴常任委員会委員長から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第15、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中に

おける所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願いを申し上げます。

次に、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会において調査中である所管事務等について、調査期間の延期について報告をいたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、公共施設等総合管理計画について、また産業厚生常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、地域包括ケアシステム（新しい総合事業の取り組み）についてであります。結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付いたしました通知書のとおり調査期間の延期について申し出がありました。総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会においては、引き続き調査等をよろしくお願いをいたします。

次に、皆様には要望書3件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべき措置をいただくことをお願いいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第16、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため9月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日17日から明年1月5日までの111日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日17日から明年1月5日までの111日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時08分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 本 間 広 朗

署 名 議 員 西 田 祐 子